

第七十回 昭和十二年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案 特別委員會議事速記録第四號

付託議案(追加)

昭和十二年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律案

會計検査院法中改正法律案

日本銀行金買入法中改正法律案

神戸商業大學移轉改築費ニ充用シタル金融額ノ補填ニ關スル法律案

昭和十二年三月二十八日(日曜日)午後一時四十六分開會

○委員長(侯爵小村捷治君) 是ヨリ開會致シマス、先づ當局カラ一應ノ御説明ヲ承ル程度ニ於テ今日ハ打切りタイト存ジマス、御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(侯爵小村捷治君) ドウゾ御説明ヲ願ヒマス

○政府委員(川越丈雄君) 會計検査院法中改正法律案ニ付キマシテ御説明申上ガマス、此ノ提案ノ理由ハ先程本會議ニ於テ申上ゲタノデアリマスカラ、同ジコトヲモウ一遍繰返ス必要ハナイカト思ヒマスガ、現在此ノ會計検査院ノ部ハ三部ニナツテ居リマシテ、一部、二部、三部ト、部ガ三ツゴザイマス、トコロガ先程申上ガマシタヤウニ、

最近色々新シ役所ガ出來マシタリ、又豫算モ御承知ノ如ク非常ニ大キナ金額ニ膨脹シテ參ッタノデアリマス、殊ニ滿洲方面ニ於キマシテハ陸軍關係デ多クノ部隊ガ行ツテ居リマス、政府ノ此ノ會計ノ監督ト云フコトカラ考ヘマシテモ、滿洲ニ於キマシテ會計検査ヲシナケレバナラヌヤウナ必要ガアルノデアリマス、其ノ外最近ニ特別會計ノ數モ段々殖エテ參ッタト云フヤウナコトデ、要スルニ國運ノ發展ニ伴ヒマシテ、豫算モ膨脹シ、政府ノ部局モ非常ニ膨脹シテ居ル、然ルニ會計検査院ノ組織ガ現在ノ儘度アリマシテハ國家財政監督ノ上ニ於キマス不十分ヲ感ジマスノデ、茲ニ現在アリマス三部ニ更ニ一部ヲ加ヘマシテ四部ノ組織ヲ致シマス、從ヒマシテ部長一人、検査官二人、副検査官四人ト云フモノヲ今回増置シヨウト云フノガ今回此ノ法律案ヲ提案シマシタ理由デゴザイマス、細カイ事ハ御質問ニ應ジテ又現在ノ事情ハ申上ゲルノデアリマスガ、大體今日ノ會計検査院ノ定員ガ手不足デアル、先程申上ガマシタヤウナ理由ニ依ツテ、ドウシテモ此ノ際部ヲ一ツ殖

メマシテ、斯ウ云フ法律案ヲ出シマシタ次第デアリマス

○政府委員(賀屋興宣君) 昭和十二年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲、公債追加發行ニ關スル法律案竝外二件ニ付キマシテ御説明ヲ申上ガマス、先づ昭和十二年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲、公債追加發行ニ關スル法律案提出ノ理由ハ本會議ニ於テ

テ御協賛ヲ經マシタ日本銀行金買入法ニ依リ、日本銀行ハ金ノ買入ヲ實行致シテ參ッタノデアリマスルガ、同行ノ金買入額ノ增加ト共ニ、同法第四條第一項ニ依リ、政府ガ日本銀行ニ對シテ負擔スル債務モ亦増加致シマシタノデ、一昨年第6十七議會ニ於テ、其ノ債務負擔限度ヲ一億圓ヨリ一億圓ニ擴張スル改正案ヲ提案致シマシテ、御協

モ申上ダマシタ通り、昭和十二年度歲入歲出總豫算ニ伴フ一般會計歲入不足ノ補填ニ付キマシテハ、既ニ法律案ヲ今期議會ニ提出シマシテ、大體御審議モ済ンデ居リマスガ、別途提出致シマシタル同年度歲入歲出總豫算追加第一號ニ計上致シマシタ經費ノ財源ニ付キマシテモ、亦今日ノ場合其ノ大部分ハ公債財源ニ依ル外アリマセヌノデ、五千百二十萬圓ヲ限リマシテ公債ヲ發行シ得ルコトトシ、本法律案ヲ提出致シタ次第デアリマス、尙本法律案ハ前述ノ如ク總豫算ニ伴フ歲入補填公債法案方目下御審議中

テ御協賛ヲ經マシタ日本銀行金買入法ニ依リ、日本銀行ハ金ノ買入ヲ實行致シテ參ッタノデアリマスルガ、同行ノ金買入額ノ增加ト共ニ、同法第四條第一項ニ依リ、政府ガ日本銀行ニ對シテ負擔スル債務モ亦増加致シマシタノデ、一昨年第6十七議會ニ於テ、其ノ債務負擔限度ヲ一億圓ヨリ一億圓ニ擴張スル改正案ヲ提案致シマシテ、御協

モ亦増加致シタノデアリマシテ、三月二十六日マデノ日本銀行ノ金買入額ハ三億千二百二十九萬七千餘圓ニ達シ、之ニ對シ政府ノ負擔スル債務ハ一億七千八百五十四萬七千餘圓ニ上り、之ヲ政府債務負擔限度ノ法律ニ許サレテ居リマス一億圓ヨリ差引キマスト、負擔ノ餘力ハ一千百四十五萬二千餘圓ニ過ぎナインデアリマス、從ツテ今後日本銀行ヲシテ金ノ買入ヲ支障ナク繼續致サセマス爲ニハ、金ノ產出額等ガ增加シテ参リマス只今ノ趨勢等ニモ考ヘマシテ、此ノ際政府ノ債務負擔限度ヲ更ニ二億圓ダケ増加致シマシテ、總額四億圓トナ

明申上ガマス、昭和九年第六十五議會ニ於

スヲ適當ト認メルノデアリマス、次ニ内外ノ情勢ニ顧ミマシテ、我ガ國現在ノ爲替水準ハ之ヲ維持スルコトガ必要ト認メラル、ノデアリマスガ、之ガ爲ニハ或程度ノ金ヲ現送シテ、在外資金ヲ補充スルノ要ガアルト考ヘルノデアリマス、然ルニ現在ノ日本銀行金買入法ニ依レバ、在外資金ヲ補充スル爲メ日本銀行ノ保有スル金ヲ外國ニ現送スルノ途ハ、日本銀行ガ本法ニ依リ買入レタ金ヲ同法第五條ニ依リ國庫金ノ勘定ニ移シ、政府ニ於テ之ヲ現送スルノ外途ガ無イノデアリマスガ、此ノ種ノ操作ハ、場合ニ依ッテハ日本銀行自ラ之ヲナサシムルノ途ヲ開イテ置クノヲ適當ト考ヘラレマス、政府ガ日本銀行ニ對シ、同行自カラ買入金ヲ海外ニ現送シテ、之ヲ賣却スル等ノ處分ヲナスペキコトヲ命ジ得ルコトトシ、且日本銀行ガ右様ノ金ノ處分ニ依リマシテ得タル利益ハ、總テ之ヲ政府ニ納付セシムルコトヲ適當ト認メタノデアリマス、以上ノ理由ニ依リマシテ、茲ニ本法案ヲ提出シタ次第アリマス、終リニ神戸商業大學移轉改築費ニ充用シタル金額ノ補填ニ關スル法律案提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、昭和三年度ニ於テ施行致シマシタル元神戸高等商業學校ノ移轉改築ノ經費、茲ニ昭和四

年年度ヨリ昭和十年度ニ亘り施行致シマシタル神戸商業大學ノ移轉改築ノ經費ニ充用致シマシタル百三十二萬七千四百五十二圓六十錢ニ付テハ、現行法ニ依リマスルト、昭和十一年度マデニ官立大學資金ヨリハ、一般會計ニ之ニ相當スル金額ヲ繰入ル、コトヲ得ルコトニ定メラレテアリマスルガ、官立大學ノ資金ハ昭和十一年度マデニハ、之ガ繰入ヲナスコトガ出來ナイ情況デアリマスノデ、昭和十三年度マデニ之ヲ繰入レルコトガ出來ルヤウニ致シマス爲ニ、本法律案ヲ提出致シタ次第アリマス、以上大體ノ御説明ヲ申上ゲマシタ、何卒御審議ノ上御賛成ヲ與ヘラレムコトヲ御願ヒスル次第デアリマス

○政府委員(川越文雄君) 只今ノ御質問ニ御答へ致シマス、證憑書類ノ枚數ノコトデアリマスガ、大脣輪湊シテ居ルノデゴザイマス、チヨット御書取ヲ願ヒマス、最近五箇年間ノ統計ヲ申上ゲマスガ、昭和五年度ニ

於キマシテ會計検査院ニ參リマス證憑書類ノ枚數ハ二千八百六十三萬枚デゴザイマス、ソレガ昭和六年ニナリマスト二千八百六十枚數ハ三千二百二十七萬一千枚、昭和八年九萬八千枚デス、ソレカラ昭和七年度ニ行キマスト三千百二十七萬一千枚、昭和八年度ハ三千四百三萬八千枚、昭和九年度ニナリマスト三千七百五十三萬六千枚、昭和十年度ニ參リマシテ四千百六十萬六千枚、要スルニ昭和五年度ニハ二千八百萬枚デアリ

事ヲシテ居リマス、ソレカラ第三課デ朝鮮ト、關東局ト、滿鐵ト、東拓ト、東電會社、是ハ俗語デゴザイマスガ、是ハ滿洲電信電話會社、其ノ會社ノ仕事ヲヤッテ居リマス、第四課デ臺灣、樺太、南洋、是ダケヲシテ居リマス、第四課デ臺灣、樺太、南洋、是ダ

ケヲ三部十二課デ以テ全體ノ仕事ヲ分掌シテ居リマスガ、今度部ガ四ツニ殖エマスト、此ノ分ケ方ヲスッカリ變ヘテシマヒマシテ、第一部ハ依然トシテ四課デゴザイマシテ、一部ノ一課ハ從來ト同ジク大藏省、國債、日本銀行、是ハ一部ノ一課ハ從來ノ通り、一部ノ二課ハ租稅ト、稅關、是モ從來通り、ソレカラ三課ハ農林、商工、

新タナ部ヲ設ケラレルヤウデアリマスガ、其ノ新タナ部デ所管スル事務ハ、ドウ云フ検査ノ事務ヲヤラレルコトニナルノデアリマセウカ、ソレカラ其ノ新タニ出來タ部デアル仕事ハ、從來ハドノ部ニ屬シテ居タモノデアリマセウカ、其ノ事ヲ御伺ヒ致シタモアル思ヒマス

○政府委員(川越文雄君) 只今ノ御質問ニ御答へ致シマス、證憑書類ノ枚數ノコトデアリマスガ、大脣輪湊シテ居ルノデゴザイマス、チヨット御書取ヲ願ヒマス、最近五箇年間ノ統計ヲ申上ゲマスガ、昭和五年度ニ於キマシテ會計検査院ニ參リマス證憑書類ノ枚數ハ三千二百二十七萬一千枚、昭和八年九萬八千枚デス、ソレカラ昭和七年度ニ行キマスト三千百二十七萬一千枚、昭和八年度ハ三千四百三萬八千枚、昭和九年度ニナリマスト三千七百五十三萬六千枚、昭和十年度ニ參リマシテ四千百六十萬六千枚、要スルニ昭和五年度ニハ二千八百萬枚デアリ

事ヲシテ居リマス、第四課デ臺灣、樺太、南洋、是ダケヲシテ居リマス、第四課デ臺灣、樺太、南洋、是ダケヲ三部十二課デ以テ全體ノ仕事ヲ分掌シテ居リマスガ、今度部ガ四ツニ殖エマスト、此ノ分ケ方ヲスッカリ變ヘテシマヒマシテ、第一部ハ依然トシテ四課デゴザイマシテ、一部ノ一課ハ從來ト同ジク大藏省、國債、日本銀行、是ハ一部ノ一課ハ租稅ト、稅關、是モ從來通り、ソレカラ三課ハ農林、商工、

モ從來通り、要スルニ一部ハ部ト課ノ組織
ガ變リマセヌデ、現在通リデ行ツテ居リマ
ス、ソレカラ二部ノ一課ト云フモノハ今陸
軍省ノ仕事ヲシテ居リマスガ、將來モ陸軍
省ノ事ヲヤルコトニナツテ居リマス、二部ノ
二課ハ海軍省、是ハ依然トシテ海軍デ變リ
アリマセヌ、トコロガ二部ノ三課ト云フモ
ノハ現在遞信省ノ仕事ヲシテ居リマスガ、
ソレガ今度ハ在満ノ陸軍、在満ノ海軍ト云
フモノハ三課デ持ツコトニ致スコトニナツ
タノデアリマス、ソレカラ現在ノ二部ノ四
課デ文部省ノ仕事ヲシテ居リマスガ、文部
省ノ仕事ハ外ノ部ニ移シマシテ、二部ノ第
四課デハ鐵道省ノ仕事ヲスル、斯ウ云フコ
トニ組織ヲ變ヘル見込デゴザイマス、ソレ
カラ三部ノ第一課デ先程申上ゲマシタヤウ
ニ、外務省ト、司法省ト、拓務省ト、此ノ
三省ヲヤツテ居ルノデアリマスガ、今度改正
致シマシタ三部ノ一課デハ司法省ノ仕事ヲ
スル、三部ノ二課デハ只今遞信省ヲヤツテ
居リマスガ、三部ノ二課ガ文部省ノ仕事ヲ
スル、三部ノ三課デ遞信省ノ仕事ヲスル、
トスウ云フコトニナツテ居リマシテ、只今三
部ノ三課デハ朝鮮ト、關東局ト、滿鐵ト、
東拓滿洲電信電話會社ヲ之ダケヲヤツテ居
リマスモノハ外ノ部ニ移シマシテ、第三課

デ遞信省ノ仕事ヲスル、ソレカラ三部ハ今
四課デアリマスガ、今度ノ新シイ組織デハ
只今申上ゲマシタ三課ニナリマス、要スル
ニ第一課デ司法省、第二課デ文部省、第三
課デ遞信省、斯ウ云フコトニ致サウカト云
フ計畫デゴザイマス、ソコデ今度ハ新タニ
第四部ト云フノガ出來マスガ、此ノ第四部
ノ第一課ニ於キマシテハ、從來他ノ部デ取
扱ツテ居リマシタ外務省ノ仕事、拓務省ノ仕
事、關東局ノ仕事、對滿事務局、滿鐵、滿
洲電信電話會社、是ダケヲ第四部ノ第一課
デヤリマス、ソレカラ第四部ノ第二課デハ
朝鮮ト、東拓ノ事ヲヤル積リデアリマス、
ソレカラ第四部ノ第三課デハ臺灣、樺太、
南洋、斯ウ云フ仕事ヲ致ス積リデアリマ
ス、要スルニ第一部ハ從來通リデ變リマセ
ニ、外務省ト、司法省ト、拓務省ト、此ノ
三省ヲヤツテ居ルノデアリマスガ、今度改正
致シマシタ三部ノ一課デハ司法省ノ仕事ヲ
スル、三部ノ二課デハ只今遞信省ヲヤツテ
居リマスガ、三部ノ二課ガ文部省ノ仕事ヲ
スル、三部ノ三課デ遞信省ノ仕事ヲスル、
トスウ云フコトニナツテ居リマシテ、只今三
部ノ三課デハ朝鮮ト、關東局ト、滿鐵ト、
東拓滿洲電信電話會社ヲ之ダケヲヤツテ居
リマスモノハ外ノ部ニ移シマシテ、第三課

分リマシタノデスガ、尙モウ一ツ伺ヒタイ
ト思ヒマス、ソレハ此ノ部ノ數ヲ三部ヲ四
部ニシマシテ、サウシテ各部ニハ部長一人
ト、検査官四人ト云フコトニナツテ居ルノ
ト三人又ハ四人ト改メラレタヤウデアリマ
スガ、検査官ノ數ハ二人ヲ増員サレテ、サ
ウシテ此ノ四部ノ方ハ三課ガ出來ルト、檢
査官一人足リナイヤウニナリマスガ、是ハ
外ノ部デ一つノ課ヲ減ラサレルト云フ計算
ニナリマスカ、或ハ兼務ニデモナリマス
カ、其ノ關係ヲチヨット伺ヒタイト思ヒマ
ス

○委員長(侯爵小村捷治君) 外ニ御質疑ゴ
ザイマセヌカ

○加藤政之助君 今委員長カラ御宣言ガゴ
ザイマシタガ、私ハ更ニ一遍之ヲ通讀シテ
ト、御質疑モナイヤウデゴザイマスカラ……

○委員長(侯爵小村捷治君) ソレデハ本日
ハ御質疑モナイヤウデゴザイマスカラ……

○子爵綾小路護君 私モ只今ノトコロハ別
ニ質疑ハゴザイマセヌガ、チヨット大藏省關
係ノ材料ヲ戴キタイト思ヒマスガ、何カゴ
ザイマスレバ……

○政府委員(川越丈雄君) 今ハ三部デ以テ
十二人デアリマスガ、今度ノ新シイ組織デ
ハ一部ト二部ハ四課デアリマスケレドモ、
ハ一部ト四部ハ三課ニナリマス、デスカラ丁
度三部カラ一人検査官……課長ガ四部ノ方
ハ餘リ御質疑モナイヤウデゴザイマスカラ、
此ノ程度ニ止メマシテ、明日ハ午後一時半
ヨリ再開致スコトニ致シマス、本日ハ是ニ
テ散會致シマス

○委員長(侯爵小村捷治君) ソレデハ本日
出席者左ノ如シ

午後一時六分散會

委員長	侯爵小村 捷治君
副委員長	堀切善次郎君
委員	松浦鎮次郎君
委員	子爵綾小路 譲君
委員	男爵今園 國貞君
委員	男男大森 佳一君
委員	加藤政之助君

○堀切善次郎君 只今ノハドウゾ表ニデモ
ザイマセヌカ

○堀切善次郎君 其ノ外ノ法律案ニ對シマ
シテ御廻シヲ願ヒタイト思ヒマス、大體只
シテ少シ私調ベテ尙御質疑ヲ申上ゲタ
シト思ヒマス

政府委員

宇野 勇作君
氏家 清吉君

法制局長官 川越 文雄君
大藏次官 賀屋 興宣君
大藏省理財局長 關原 忠三君
大藏書記官 木内 四郎君
文部書記官 服部 繢君